

茅ヶ崎都市計画事業田端西地区土地区画整理事業の施行のために下記 1 に記載する建築物等の移転を必要としているが、下記 2 記載の者に対し、書類の送付を受けるべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 77 条第 5 項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が下記 3 の所在地の掲示板に掲示されている旨公告する。

令和5年12月6日

寒川町長 木 村 俊 雄

1. 建築物等の表示 神奈川県高座郡寒川町田端 3328 番 1
動産物
2. 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 神奈川県高座郡寒川町田端 1480 番地
氏名 石黒 英樹
3. 掲示板の所在地 神奈川県高座郡寒川町田端 1180 番地